



2 予 防 第 8 6 3 号  
令和 2 年 1 2 月 7 日

一般社団法人東京建設業協会  
会長 今井 雅則 様

東京消防庁

予防部長 青木 浩



新築工事現場における危険物の適正管理を含む実効性のある消防計画の作成及び火災予防対策の再徹底について（依頼）

平素より、消防行政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、東京都港区内の新築工事中の建築物において、地下1階2、759m<sup>2</sup>等（令和2年11月30日現在）を焼損する火災が発生しました。

火災概要は別紙のとおりであり、火災の原因等は現在調査中ですが、当該建築物内に指定数量以上の危険物が無許可で貯蔵されている事実が確認されました。

また、新築工事中の消防計画（以下「消防計画」という。）は当庁が示す作成例に基づき作成されていたものの、穴埋め等の自由記載部分の大半において例示のまま記載した結果、当該計画の内容が実態に即しておらず、工事関係者からの聞き取り等において、消防計画に従った防火管理上必要な業務が行われていないなど、消防計画が形骸化している状況が見受けられました。

本火災では、幸いにも死傷者の発生はありませんでしたが、新築工事現場においては、防火区画の形成及び防災設備（消火、警報及び排煙等の設備）の作動が期待できないため、一步間違えば平成30年の多摩市唐木田の新築工事中の建築物における火災と同様、多数の死傷者の発生につながることが懸念されます。

つきましては、新築工事中の建築物における安全・安心を確保するため、貴協会の会員各社の方々に、別添えのリーフレットを活用の上、別記の事項についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

〔 防火管理課指導係 後藤 影山  
電話 03-3212-2111 内線 5122 5125 〕

## 別記

危険物の適正管理を含む実効性のある消防計画の作成及び火災予防対策の再徹底

### 1 実効性のある新築工事中の消防計画の作成

東京消防庁が示す消防計画の作成例及びその解説を参照の上、実効性のある消防計画を作成してください。

なお、新築工事中の消防計画の作成例及びその解説は、東京消防庁ホームページ（申請様式、②防火管理者・消防計画・訓練通知書・自動通報、2. 消防計画、新築工事中の消防計画作成例）において掲載しています。

### 2 新築工事中の消防計画への具体的な実施内容の記載

次に掲げる内容について具体的に定め、消防計画に記載してください。

- (1) 危険物の適正管理と品名・数量に応じた届出等（作成例の8-1関係）
- (2) 日常的な工事作業人員の管理方法（作成例の11-2、(1)関係）
- (3) 災害時の避難伝達及び安全確認の方法（作成例の11-2、(3)関係）
- (4) 自衛消防活動計画及び避難経路の変更を踏まえた訓練の実施（作成例の10-1関係）
- (5) 消防隊の進入経路の案内図の更新（作成例1-5、11-3関係）

### 3 火災予防対策の再徹底

別添えのリーフレット（裏面）を参照の上、次の事項の再徹底を図ってください。

- (1) 出火防止対策の徹底
- (2) 避難経路の確保
- (3) 工事作業員に対する遵守事項及び避難経路の周知徹底

### 4 消防計画の作成・変更に伴う届出

新築工事中の消防計画を作成、または変更した場合は、管轄の消防署へ届け出してください。

#### <参考>新築工事中の消防計画の作成対象物

##### 1 義務対象物

消防法施行令第1条の2第3項第2号

##### 2 指導対象物

新築工事中の建築物で次に掲げるもの（1に掲げるものを除く。）

- (1) 地階の階数が3以上である建築物
- (2) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が3千平方メートル以上ある建築物
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、消防署長がその構造、用途等から人命安全上又は火災予防上必要と認める建築物

別紙

令和2年11月30日現在

火災概要

1 覚知日時

令和2年11月18日（水） 覚知6時21分（119）

2 建物概要

(1) 所在地

東京都港区愛宕一丁目外

(2) 名称等

（仮称）愛宕山周辺地区（I地区）計画

竣工予定：令和3年1月

(3) 構造等

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造）

地上54階 地下4階 塔屋1階

(4) 用途

新築工事中の建築物

(5) 面積

建築面積4,000m<sup>2</sup> 延べ面積121,000m<sup>2</sup>

3 燃損状況

地下1階2,759m<sup>2</sup>等（部分焼）

4 死傷者

なし

5 出火原因

調査中

6 危険物の無許可貯蔵

新築工事中の建築物内に指定数量以上の危険物（第四類第1石油類等3.82倍）

を無許可で貯蔵

令和2年11月18日（水）に除去命令

新築工事現場での火災で地階2,759m<sup>2</sup>等焼損！

緊急

# 再確認！工事現場の火災予防対策

令和2年11月、港区内の新築工事中の建築物において、地下1階約2,759m<sup>2</sup>等（令和2年11月30日現在）を焼損する火災が発生しました。

本火災では、幸いにも死傷者の発生はありませんでしたが、新築工事現場においては、防火区画の形成及び防災設備（消火、警報、排煙等）の作動が期待できないため、一度火災が起こると、逃げ遅れによる多数の死傷者の発生、建築物の甚大な損傷に伴う工期の延長など、多大な人的・物的被害につながる可能性があります。

このような被害を発生させないために、火災の発生を防止し、万一火災が発生した場合にその被害を最小限に止めるために、工事現場の実態に応じた実効性のある「消防計画」を作成し、本計画に基づき「防火管理」を適切に行うことが重要となります。

## 1 新築工事中の消防計画は実効性のある内容にしてください。

**防火管理業務は、消防計画に基づき行わなければなりません！（消防法第8条第1項）**



防火管理者

消防計画の内容に忠実に防火管理業務を行っていますか？

消防計画は「作成して届出する」ことが目的ではありません。

「消防計画に従って適切に防火管理業務を継続して行う」ことが目的です。

## 2 消防計画には、具体的な実施内容を記載してください。

消防計画の作成例を改訂しました。次に掲げる内容を消防計画に追記してください。

既に作成済みの場合には、消防計画の内容を再確認し、不足項目や実態にそぐわない内容がある場合には、追記・変更してください。

危険物の適正管理と品名・数量に応じた届出等

工事作業員の人員を日常的に管理する方法

災害時の避難の伝達方法と人員の安全確認方法

自衛消防の活動計画等を踏まえた訓練の実施

消防隊の進入経路の案内図の更新

※ 持ち込まれる危険物が指定数量の5分の1以上未満となる場合は、消防署へ届出を行なう必要があります。

また、指定数量以上の危険物を許可施設以外の場所で貯蔵又は取り扱うことは、法令で禁止されています。

## 3 火災予防対策を再徹底してください。（裏面参照）

- ・出火防止対策を徹底してください。
- ・避難経路の確保を徹底してください。
- ・全ての工事作業員に対して遵守事項と避難経路を教育してください。



## 4 消防計画を変更した場合には届出が必要です。

消防計画を作成し、または、変更した場合には、管轄消防署への届出が必要です。

皆様の工事現場を  
今すぐチェック！

## ● 工事中の火災予防対策の確認

皆様の工事現場の防火対策は大丈夫ですか？ 次の内容を今すぐ確認し、工事に関わる全ての方へ、火気管理等をはじめとした火災予防対策を徹底させてください。

火気を使用する際は、付近に断熱材等の可燃物がないことを確認



火気周囲を不燃性シート等で遮へい、消火器等の準備



溶接等の作業場周辺の点検や作業中の監視



喫煙は決められた場所で行うことの徹底



塗料等の危険物は専用の保管庫等に保管



避難経路となる付近に物品等を置かない



消火器等は全員が使用できるように定期的に訓練を実施



工事開始、終了時の入室者の確実な把握と施錠



就業時、全工事人に遵守事項や任務分担を周知徹底



※ 溶接溶断、グラインダーによる研磨作業等を行う場合は、消火の準備を行い、不燃材料による遮熱や作業中の監視等の火災発生防止措置を行うことが火災予防条例に定められています。

★工事中の防火管理については、東京消防庁ホームページも併せてご覧ください。

(トップページ→安全・安心情報→事業所アドバイス・工事中の防火管理)

東京消防庁

検索



<http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

問合せ先

○東京消防庁予防部防火管理課

電話 03-3212-2111 (代)

○管轄消防署

左記の東京消防庁ホームページをご覧ください。(トップページ→消防署を探す)